

公募型プロポーザル方式にかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年7月14日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

令和7年度：世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事実施設計・施工事業者発注検討
支援業務委託

令和8年度（予定）：改築工事実施設計・施工事業者基本協定等締結支援業務委託

(2) 業務内容

本プロポーザルは世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事の実施設計及び施工事業者を選定するにあたり、実施設計・施工事業者の選定プロポーザルにおける適切な判断基準の検討支援や本事業の適切な発注方式の検討、区が行う事業者選定における一連の手続き及び選定事業者との基本協定等の締結に向けて、法的、技術的な調整・支援を委託するものである。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで（予定）

※令和8年度の履行期間は令和8年8月21日までとする。ただし、委託契約は年度ごとに行い、令和7年度の履行内容が良好と認められること、予算案が議決され、予算が配当されること等を条件として、令和8年度の契約を行う。

(4) 提案限度額

令和7年度 9,920千円（消費税を含む）以内

令和8年度 11,230千円（消費税を含む）以内

（令和8年度の金額についてはあくまで参考値であり、この通りの金額での契約締結を見込むものではない。応募者は上記金額を参考とし、提案金額の範囲内での提案を行うこと。）

2 参加資格

参加希望届出書提出日現在、次に掲げる項目のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事実施設計・施工事業者発注支援業務委託事業

者選定プロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

- (6) 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (7) 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャーとして、小・中学校の新築・全面的な改築に関わる工事又は公的主体が発注する工事※で、基本構想、設計業者選定、設計のいずれかの段階において、計画条件整理、設計業者選定支援、設計の検討、コスト管理等の各種のマネジメント業務（平成27年4月1日以降に発注され、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。以下「CM業務」という。）に携った実績があり、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける世田谷区競争入札参加資格を有し、建築設計格付が1位から100位以内であること。

※ 公的主体が発注する工事とは以下の工事をいう。

- ア 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事
- イ 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関が発注する工事
- ウ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人が発注する工事
- エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人が発注する工事

3 提案書の提出者を選定するための基準

「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書を提出した者。

4 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績 （業務経歴等）	業務実績、業務体制 ※様式3、様式4
担当チームの能力 （技術者等の経験と実績）	管理技術者及び主任技術者の資格・経歴、業務実績等 ※様式5

(2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価事項
業務実施方針	業務実施体制、取組み姿勢、業務スケジュール等
提案課題	①発注方式の提案や比較
	②発注方式に基づく事業者選定審査方法、審査基準の提案
	③その他の提案

5 手続き等

(1) 担当課

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

①住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所西棟1階（102番窓口）

（土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時を除く、9時～17時）

②電話 03-5432-2663

(2) 説明書等の交付期間及び方法

①期間 令和7年7月14日（月）～7月28日（月）

②方法 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02040/25222.html>

トップページ→事業者の方へ→現在実施中のプロポーザル情報→

子ども・教育・若者支援

又はホームページの上部検索スペースにページ番号「25222」を入力して検索

(3) 質疑応答の期間及び提出方法等

①期間 令和7年7月14日（月）～7月25日（金）午後5時まで

②方法 以下のLOGOフォームに必要事項を記載し提出

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1024588>

③回答 令和7年7月29日（火）までに全ての質問と回答を一括して取りまとめ、ホームページ上にて公開

(4) 参加希望届出書の提出期限及び提出場所等

①提出期限 令和7年7月30日（水）午後5時まで

②場所 上記（1）に同じ

③方法 事前連絡のうえ、直接持参すること（郵送不可）。

(5) 提案書類一式の提出期限及び提出場所等

①提出期限 令和7年9月5日（金）午後5時まで

②場所 上記（1）に同じ

③方法 事前連絡のうえ、直接持参すること（郵送不可）。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成要否：要

(4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：有

(5) 提案にかかる費用は参加者の負担とする。

(6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製が可能とする。

(8) 参加者からの提出物は返却しない。

(9) 区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の

特定理由（審査経過等）を公表することができる。

- （１０）本件は契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- （１１）詳細は説明書による。